由认	確認書	(継続)	、計由	1詰者6	日)
		\ mm mm; <i>J</i> '	\	"""""	\mathbf{n}

必要書類は、締切日までに全て揃えて提出してください。不足書類がある場合は、お受けできません。 また、提出された書類 はお返しいたしませんので、必要なものは、事前にコピーをおとりください。 書類はボールペンで記入し、記入内容を訂正する 場合は、訂正印を必ず押してください。 修正液や修正テープは使用しないでください。

継続入所申請時の「保育が必要な状況」(就労・疾病・就学その他の状況)は、継続していることが必要です。変更が生じた場合は、変更届を変更月の前月10日までに提出してください。

集団生活をする上で生活面・行動面で気になることがある場合に、関係機関と連携をとることがあります。また、市から入所している保育施設等に児童の状況や保育要件等の情報を提供することもあります。

利用者負担額(保育料)について

- ① 利用者負担額(保育料)は、口座振替によるお支払いをお願いしています。預金口座振替依頼書は、子ども保育課及び 各保育施設にありますので、ご記入の上、各金融機関に提出してください。なお、口座振替手続きが完了するまでは、 納付書でのお支払いとなります。3歳児クラス以上(教育利用の場合は、満3歳児以上)は、保育料は無償となるため提 出不要です。既に、きょうだいが入所中で口座登録がある場合も改めて提出する必要はありません。認定こども園は、 施設での徴収となるため、各施設にお問い合わせください。
- ② 納付期限内に利用者負担額(保育料)の納入が確認できない場合は、児童手当からの直接徴収や給与等の滞納処分を行う場合がありますので、納付期限内に必ず納入してください。(認定こども園を除く)
- ③ 月の途中で退所した場合には、利用者負担額(保育料)は日割り計算により算定されます。施設を退所する場合は、必ず退所届を提出してください。なお、お子さまが疾病、負傷等で保育施設に一時的に通所できない場合は、利用者負担額(保育料)が免除となることはありません。
- ④ 利用者負担額(保育料)の算定及び副食費の徴収免除の判定は、父母両方(世帯状況によっては、祖父母等も含む。) の市区町村民税をもとに算出するため、父母両方の申告が必要となります。また、令和3年(または令和4年)1月1日時 点で住民登録のある市区町村で申告がお済みでない方(育児休業等により、収入のない方も含む。)は、当該市町村 で申告をしていただく必要があります。

祖父母等と同居している場合で、父母の所得が年額31万5千円(月額約8万円の給与収入)を下回っているときは、家計の主宰者を同居の祖父母等として、当該祖父母等の税額で保育料が算定されることがあります。

年度内に甲府市外に転出し、継続して入所を希望する場合は、最長で翌年度末まで入所することができます。転出手続き後、子ども保育課においても手続きが必要となります。

上記の内容について確認し、了承いたしました。

令和 年 月 日

保護者氏名

(児童との続柄:

)